

## 水俣病の療養手当の見直し（案）について (環境大臣からのメッセージ)

令和7年12月26日（金）

- 水俣病の政治救済対象者における療養手当については、関係団体や関係県から、物価上昇を踏まえた増額の御要望をいたしました。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、物価上昇が継続していることを踏まえ、長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額等について、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進めると示されました。
- とりわけ平成21年政治救済対象者の療養手当の額は、既存の事業や裁判所が示した和解所見、患者団体との協議も踏まえたものであるという経緯等を踏まえ、必要な検討を慎重かつ真摯に進めてきたところ、令和8年度予算案において、物価上昇を踏まえ、療養手当について月額1,400～1,500円の増額に必要な費用を計上し、国会で御審議いただくこととなりました。

### 療養手当（月額）の改定案

	【平成7年政治救済対象者】		【平成21年政治救済対象者】	
	現行	→ 改定案	現行	→ 改定案
通院(70歳未満)	17,200円	→ 18,600円	12,900円	→ 14,400円
通院(70歳以上)	21,200円	→ 22,600円	15,900円	→ 17,400円
入院	23,500円	→ 24,900円	17,700円	→ 19,200円

※国会において令和8年度予算案を承認いただいた後、水俣病被害者特別措置法の救済措置の方針（閣議決定）等の改定が必要

- 引き続き、関係自治体と連携しながら、医療・福祉の充実や地域の再生・融和・振興の取り組みを進めてまいります。